

2024年11月1日

高山信用金庫

## 個人情報の利用目的の改定について

高山信用金庫（以下、「当金庫」）は、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、当金庫が「住宅ローン控除に係る新たな確定申告手続き」の取扱いを開始する2025年1月1日からといたしますので申し添えます。

変更（追加）点は下線部をご覧ください。

### 【特定個人情報の利用目的】

特定個人情報等については、下記利用目的の達成のために必要な範囲でのみ利用いたします。

#### 1. お客様に係る以下の個人番号関連事務のため

- ・ 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ・ 給与計算受託業務に関する法定書類作成・提出事務
- ・ 預金口座付番に関する事務
- ・ 住宅資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- ・ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務
- ・ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務